

犯罪における被害者非難の発生要因についての研究

岸 田 政 則

1. はじめに

「被害者非難」という概念は、現在ではニュースやSNSなどで頻繁に取り上げられるようになり、一般の関心を集めるまでに至った。特に犯罪被害者に対する非難や偏見は、我々の日常生活や社会的常識の中に深く根付いているように見える。被害者が非難を受ける背景には、加害者が裁かれるべきというシンプルな考えでは説明しきれない複雑な心理的・社会的要因が絡んでいる。

たとえば、公正世界信念という考え方は、犯罪被害者に対して「何か問題があったからそのような結果を招いたのではないか」という無意識の疑念を生み出し、被害者非難を正当化する土壌を作り上げる。また、ジェンダーステレオタイプは、性別による役割分担の固定観念を強化し、女性被害者が過剰に責められる一方で、男性被害者が無視されるという二重の偏見を助長している。

これらの要素は、犯罪被害者にとっての二次被害を引き起こす要因であるにもかかわらず、我々はしばしばその影響を軽視している。そして、SNSの普及は、こうした非難の拡大を加速させる要因となっているように感じられる。たとえば、匿名性を持つコメント欄では、加害者擁護や被害者非難が際限なく広がる場面が見受けられる。被害者の行動や背景について事実に基づかない推測が繰り返されることで、被害者がさらに孤立する構図が出来上がるのだ。

このような現状を前に、我々はなぜ被害者非難が起こるのか、そしてその影響をどのように抑制すべきか、という課題に直面している。被害者非難に対する心理的なメカニズムを明らかにすることは、犯罪被害者の心理的回復を支援し、社会的な偏見を是正する上で欠かせない取り組みである。特に、被害者と加害者の性別や、第三者である評価者の性別がどのように非難に影響を与えるのかを明らかにすることは、従来の研究が十分に解明してこなかった新たな課題である。

本研究では、被害者非難の背景にある心理的要因を検討し、それが犯罪被害者支援の実践にどのように活かせるかを考察する。こうした取り組みを通じて、被害者非難を抑制し、より公正で被害者及び加害者に対して支援的な社会の実現に貢献したいと考える。

2. 背景

2-1. 問題の背景

犯罪に巻き込まれた被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、さまざまな二次的被害にも直面する。その具体例として、精神的ショックや身体的不調、医療費負担や失職に伴う経済的困窮、捜査および裁判過程における精神的・時間的負担、さらには周囲の噂やマスコミ報道による精神的苦痛が挙げられる（政府広報、2022）。このような二次的被害の一つとして、「被害者非難（victim blaming）」がある。被害者非難とは、加害者や周囲の人々が被害者に落ち度を見出し、責任を追及する現象を指す（佐藤、2018）。ここで言う「周囲の人々」には、捜査関係者、報道機関、司法関係者、さらには友人・知人や職場の同僚などが含まれる（佐藤、2018）。犯罪被害に遭った人は、突発的な出来事に直面したことで感情が麻痺し、孤独感を抱えながら混乱状態にあることが多い。そのため、周囲の人々が被害者の話に耳を傾け、何を必要としているのかを理解しようとする姿勢が求められるとされる（内閣府、2007）。

しかし、被害者を非難する行為は、こうした配慮とは対極にある態度である。本来、罪のないはずの被害者が責められてしまうのはなぜか。被害者非難の要因としてしばしば指摘されるのが、公正世界信念（Belief in Just World）である。いじめや犯罪に関する被害者非難の研究は、この公正世界信念の観点から多く行われてきた（村山ら、2015）。公正世界信念とは、公正世界信念とは、「世界は安全で、人はそれにふさわしい結果を受け取る」とする信念である（Lerner、1980）。すなわち、善行を積みれば良い報いがあり、不正を行えば相応の罰を受けると考えるものである。この信念を持つ人々は、突発的な事故や犯罪の報道に接すると、それが公正世界信念と矛盾するために脅威を感じるとされる（村山ら、2015）。このとき、被害者に責任を帰属させることで、「その人物は被害に遭うような行動をとったのだ」と考え、公正世界信念を維持しようとする。こうして「世界は秩序があり安定している」という認識が保たれる（村山ら、2015）。つまり、被害者が犯罪に巻き込まれたのは自らの行動によるものであり、自分には同じ状況が起こることはないと思えることで、安心感を得ようとするのである。

2-2. 先行研究の概観

2-2-1. 性犯罪における被害者非難

近年、セクシュアルハラスメントや家庭内における性暴力など、性被害に関する問題が社会

的に大きな関心を集めている（小西ら、2000）。近年では、ジャーナリストA氏による性暴力被害の実名告発や、芸能事務所社長Bによる所属タレントへの性加害問題など、性犯罪に関するニュースが日々報じられている（伊藤、2022；NHK、2023a）。

性犯罪については、男女共同参画局や法務局などの公的機関を中心に多くの調査が実施されている。男女共同参画局では、平成11年以降、3年ごとに全国の20歳以上の男女5000人を対象としたアンケート調査を行っており、直近の令和5年に実施された調査によれば、無理矢理に性交等をされた被害者の実態が詳しく報告されている。

まず、被害に遭った時期については、男女ともに20代が最も多く（男性：40.7%、女性：43.1%）という結果が示された。また、加害者との関係については、男女ともに「元交際相手」が最多であり（男性：20.0%、女性：16.2%）、加害者が身近な人物であることが多いことが明らかになっている。

次に、被害の状況について、女性では「相手から不意を突かれ、突然襲いかかられた」との回答が28.8%で最も多かった。一方、男性では「相手との関係性（関係が壊れることや仕事への影響）から拒否できなかった」や「驚きや混乱により身体が動かなかった」が最も多く、それぞれ23.5%を占めた。そして、被害後の相談状況については、男女ともに「どこ（誰）にも相談しなかった」が最多で（男性：60.6%、女性：55.4%）、被害者が相談できずに孤立する傾向が示された。相談先としては、「友人・知人に相談した」が男女ともに最も多く（男性：20.0%、女性：30.0%）、次いで「家族や親戚に相談した」が多かった（男性：10.0%、女性：10.0%）（男女共同参画局、2024）。

これらの結果から、若年層における被害が多く、加害者が身近な人物であるケースが多いこと、さらには多くの被害者が相談できないまま問題を抱え込んでいる実態が明らかとなった。

大学生を対象とした小西（2001）の調査では、女子学生の71%、男子学生の24%が何らかの性被害を経験していると回答した。この研究では、性被害に関する男女の認識の違いについても指摘されている。小西（2001）の調査では、自由記述欄に記された回答の分析が行われた。その結果、女性においては性犯罪に対する厳しい視点が示されたのに対し、男性の回答には異なる傾向がみられた。具体的に、「男性は加害者になり得るが、被害者にはならないのではないか」や「自分は男性なので、あまり理解できない」、「男性の気持ちは分かるが、女性の心理はほとんど理解できない」といった記述が見受けられた。このことから、レイプに関する誤った信念が根強く存在しており、それが性被害の実態理解を妨げていることが示唆された。

性犯罪においても、被害そのものによる身体的・精神的苦痛に加え、第三者からの非難による二次被害が深刻な問題となる（小俣、2013a）。性犯罪被害における二次被害の具体例として、強姦事件に関する犯罪報道を挙げると、被害者の女性は①本人の落ち度を追及される、②生活

状況や交友関係・男性関係について言及される、③容姿について取り沙汰されるといった傾向がある（四方、2010）。ジャーナリストA氏による性暴力被害を公に告発したC氏は、顔出しでの記者会見後フェイクニュースが拡散され、個人情報流出や嫌がらせ、脅迫、さらには批判的なメールが送られるなど、多大な二次被害を受けたという。さらに「ハニートラップ」「売名行為」「政治的意図がある」などの誹謗中傷も相次いだ。しかしC氏は「私がだれであろうとも、起こった事実が変わりはない」と述べ、性被害を受けるべき人間など存在しないことを強調している（伊藤、2022）。また、芸能事務所の社長Bによる性加害を告発したD氏も、告発後にインターネット上で多数の誹謗中傷を受けた。その中には、「証言は虚偽」であるとするものや、「売名行為」「道を歩くときは気をつけろ」といった脅迫的な内容まで含まれていた。D氏は「被害を訴えるだけでも精神的に大きな負担があるのに、さらに誹謗中傷を受けることで二重の苦しみを負うことになる。被害を訴えた人が攻撃される社会であってはならない」と述べている（NHK、2023b）。

被害者の行動や生活習慣の如何にかかわらず、非難されるべきはあくまで性犯罪を行った加害者である。この点について、男女共同参画局も、悪いのは加害者であり、被害者は決して責められるべきではないという認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶および被害者支援の強化を推進する必要があると指摘しており（男女共同参画局、2023b）、被害者の迅速な心の回復を目指すためには、被害者は決して非難されるべきではないという認識が広く世間に普及する必要があるだろう。また、実際の被害者の体験談として、「自分にも責任があるのではないか」「責められるのではないか」との不安から相談をためらったという声が挙げられており（男女共同参画局、2024）、そこには被害者非難の風潮が大きく影響していると考えられる。

内閣府（2021）の調査によると、性暴力被害からの回復に影響する要因として相談相手の対応が挙げられており、相談した相手がプラスの対応（話を聞く、慰め・励まし等）をとった場合に回復状況が良いと示されている。つまり、被害者に対して落ち度や責任を追及するといった被害者非難は被害者の心の回復を妨げる大きな要因になるといえる。

2-2-2. 性犯罪における被害者非難の要因

公正世界信念は性犯罪被害者非難にも影響を及ぼしているが、性犯罪被害者非難を引き起こす要因はそれだけではない。性犯罪被害者非難には、伝統的性役割観やレイプ神話なども関係している（小俣、2010b；小俣、2013b）。

伝統的性役割観とは、職業を持つのは男性で、家事育児をするのは女性のように社会において男性や女性にふさわしいとされている性役割のことであり（吉岡・桂田、2017）、ジェンダーステレオタイプの一側面であるともとらえられている（埴田・村田、2013）。伝統的性役割観は

被害者の家族や友人・知人、司法・医療・心理などの関係者などの第三者による被害者への過失帰属と被害の過小評価に関わる要因として検討されてきた（小俣、2013b）。伝統的性役割観が強い人はレイプ被害者に対して否定的な見方をすること（萩原、1986）や、伝統的性役割観がレイプ神話の1要素である暴力的性行為への女性の願望を容認する態度を媒介として被害者非難へと影響を与えることが分かっている。

レイプ神話とはレイプの合理化につながる誤った信念や態度のことである（大淵ら、1985）。こちらも同様に、性犯罪被害者に対して二次被害を引き起こす言動の背景要因として考えられてきた（國司田ら、2022）。レイプ神話を受容するものほど、目の前にいる被害者の苦痛を現実として受け止められないこと（小俣、2011）や、暴力的性に対する女性の願望を認めやすい態度が被害者の心的被害度の過小評価に影響を与えること（小俣、2013a）などが分かっている。またレイプ神話は伝統的性役割観、特に暴力的性行為への女性の願望を認める態度と密接に関係しているとも言われている（小俣、2014）。レイプ神話の受容は、日本人にとって公正世界信念よりも容易にアクセスでき、はるかに普及しているとの指摘もある（Yamawaki、2009）。そして、伝統的性役割観が強い、もしくは暴力的性行為への女性の願望を受容するほど被害者の抵抗可能性を高く評価するという（小俣、2014）。これら二つに共通して言えるのは「性別」という要素が大きく絡んでいるということである。「性別」という観点で見ると、性犯罪では被害者が女性に限定されやすい点特徴的であると考えられる。

性犯罪被害に関する研究においてもしばしば被害者が女性に限定されている（大淵ら、1985；Yamawaki、2009；小俣、2013a；小俣、2014）。しかし、性犯罪は女性のみならず男性においても被害者は存在している。NHK（2021）の調査では約300人近くの男性が様々な性被害体験についてアンケートに回答しており、割合は女性よりも少ないものの、確実に被害者が存在していることが分かる。性犯罪被害に関する研究において被害者を女性に限定することは男性被害者の存在を無視することにつながり、性犯罪のメカニズムを十分に説明しきれていないと言い難いと考えられる。男女共同参画局（2024）においては、男性や男児の性被害に対して社会全体に誤解や思い込みがあり、被害に遭ってもそれを性被害であると認識できなかったり、被害の深刻さを認識しにくかったり、相談をためらうとの指摘がされている。そのような、男性の性犯罪被害者に対する間違った考え方や偏見をまとめたものとして、Turchikら（2012）による男性のレイプ神話がある。

男性のレイプ神話は、「男性はレイプされない」、「女性は男性に性的暴行を行えない」などの項目からなる。2017年の法改正により、これまでの強姦罪では被害者と扱われなかった男性が、強制性交等罪によって被害者として扱うことが可能となった。2023年に更なる改正が行われ、不同意性交等罪と名称を変えたが、引き続き男性も被害者として扱うことが可能となって

いる（長江、2023）。

性被害によって傷つきを経験するのは、男性であっても女性であっても変わらない。しかし、法律的に男性は長く被害者として定義されず、また、社会全体の認識としても男性が性被害に遭うということは受け入れられてこなかったことが分かる。男女共同参画局（2024）の調査の結果では、男性被害者の方が女性被害者よりも、周囲に相談できていないことが分かっている。このような社会情勢を鑑みても、性被害に関する研究において男性についても女性と同等に扱う必要が十分にあるといえる。

従来、性犯罪被害者非難研究においては性差が問題として取り上げられており（萩原、1986）、男性の方が女性よりも性犯罪被害者に対して厳しい見方をするとされてきた。また、伝統的役割観やレイプ神話においても性差が示唆されているが（大淵ら、1985；Yamawaki、2009；小俣、2014）、被害者非難の度合いに性差があるかは研究によって異なっている。その背景には、被害者と第三者の類似性が関係していると考えられる（小俣、2013b；Yamawaki、2009）。

Shaver（1985）は、被害者非難が生じる時の第三者と被害者の類似性について、状況的関連性（situational relevance）と個人的関連性（personal relevance）を用いて説明した。状況的関連性とは、刺激と対象が置かれた状況との間に知覚される類似性のこと、個人的関連性とは信念や価値観、人物の特性の一致を知覚することをいう（Shaver、1970）。そして、状況的関連性が高く個人的関連性が低い場合に被害者非難が起こり、状況的関連性が高く、個人的関連性も高い場合には被害者非難は起こりにくくなるとした。また、状況的関連性が低いとき、第三者は状況を「客観的」ととらえるようになるという。小俣（2014）やYamawaki（2009）の研究において、被害者非難が女子学生のほうが男子学生よりも高い値を示したことには、この類似性の問題が関係していると考えられる。つまり、これらの研究では女性にとって状況に関連性を感じた一方で、個人的に共感することができなかったため、被害者非難につながったのである。Shaver（1970）は、他者の身に起きた悲惨な事故が自分の身に起きた場合に非難を回避しようとする働きを「防衛的帰因」として提唱し、これが生じるためには事故状況が評定者にとって関連が深い必要性があるとしている。Chaikin ら（1973）は、ミスをした加害者と同じ状況に後程なることが決定している評定者は、加害者への責任帰属をしにくい、被害者と同じ状況になることが決定している評定者は、加害者への責任帰属をしやすくなると示した。この考え方は、公正世界信念の考え方と対立するものであるとの指摘もある（小俣、2010a）。

また、Workman ら（1999）の性犯罪に関する研究では、男性の評定者は自身が加害者と同じ立場になると考えるものほど加害者への責任帰属をしなくなり、個人的関連性は加害者への責任帰属と関係がないことなどが明らかになっている。これらのことを踏まえて類似性という観点で考えると、性被害に関する研究において被害者が女性のみ限定されていることは適切

でないと考えられる。女性が被害者であり男性が加害者であるという考えが根付いている現状では、女性被害者-男性加害者の組み合わせは、女性が評定する場合には被害者との状況的関連性も高くなるが、男性評定者にとっては被害者ではなく加害者との状況的関連性が高くなると予想できる。この時点で評定を行う上での条件が一致していないとも考えられるだろう。

2-3. 目的

本研究の目的は、大学生を対象として質問紙法を用いた調査を実施し、犯罪被害者に対する被害者非難の発生要因を被害者・加害者・被験者（被害者非難を行い得る第三者）のそれぞれの性別に焦点を当てて検討することである。

犯罪被害者の支援にあたっては、被害者非難等による二次被害の防止や被害者の相談促進を目指すために、犯罪における被害者非難の詳細について探る必要がある。犯罪被害者への非難については、性犯罪や性被害に限定して調査されてきた。また、ほとんどの研究が女性を被害者に限定している。生起メカニズムをより詳細に研究するためには、被害者の性別を男性と女性のどちらにも設定し検討する必要がある。そこで本研究では、性犯罪や性被害ではない被害として「ひったくり被害」を設定し、さらに被害者の定義を女性に限定することなく等閑視されていた男性の被害者を想定することで、従来の研究では明らかにならなかった知見を得ることを目的とする。

3. 方法

3-1. 調査対象者

調査対象者は大学生の男女211名であった（男性：94名、女性：117名）。

3-2. 調査方法

Google form による質問紙調査を実施した。

3-3. 倫理的配慮

本調査は、龍谷大学大学院臨床心理学専攻倫理審査委員会より承認を受けた後に実施した。本調査は無記名で行うため、個人の特定はできない。質問紙の冒頭の説明文には、ひったくり被害についての仮説シナリオを読むことと、その後にシナリオについて答える質問があることを明記するとともに、調査への協力は回答者の自由意志によるもの、協力を拒否することで不利益は生じないこと、回答開始後いつでも不利益を受けることなく協力の拒否・中止・撤回ができることを説明し、同意した者のみ回答に進むように設定した。また、紙での実施を行うと

回答をしない（紙をめくらない）こと自体が被害（加害）嫌悪の刻印になり得るため、オンライン上（Google form）の実施を選択した。

また、上記対応で除外できなかった有害事象が生じる可能性がある参加者への対応として、指導教員の連絡先を明記し有害事象が生じた際に指導教員によるフォローアップとして個別対応を行うことを示した。

3-4. 質問紙

3-4-1. フェイスシート

性別について自由記述式で回答を求めた。

3-4-2. 伝統的性役割観

伝統的性役割観を測るために、小俣（2014）の研究を参考に2つの尺度を使用した。1つ目は伊藤（1978）のM-H-Fスケールより、Masculinity（たくましい、頼りがいがある、行動力がある、冒険心に富んでいる、指導力がある）の項目とFemininity（かわいらしい、愛嬌がある、従順である、繊細である、献身的である）の項目を選出し、それぞれ「男性・女性は〇〇であるべきだ」（1. そう思わない～4. そう思う）という4件法で同意度を尋ねる（10項目）。2つ目は、鈴木（1994）の平等主義的性役割態度スケール短縮版（15項目）を用いた。

3-4-3. シナリオ

架空のひたくり犯罪被害シナリオを作成し、被害者-加害者の性別の組み合わせを変化させた。女性被害者-男性加害者群（以下F-M群とする）、男性被害者-女性加害者群（以下M-F群）、女性被害者-女性加害者群（以下F-F群）、男性被害者-男性加害者群（以下M-M群）の4群に回答結果を分類し、分析を行う。

また、回答するシナリオの性別の組み合わせの順序によって、被害者非難得点に偏りが生じていないか確認を行うため、回答者をランダムにF-M群、M-F群、F-F群、M-M群の順で答えるグループ（n=91）と、M-M群、F-F群、M-F群、F-M群の順で答えるグループ（n=120）に分類した。

※以下シナリオ内容

【被害者は男性・女性Aです。Aはある夜に家に帰る途中、かなり酔っていたため早く帰りたいという気持ちから、近道として街灯も少なく暗い公園を通ることにしました。Aは片手に高価なカバンを持ち、もう一方の手でスマートフォンに夢中になりながら歩いていました。

その時、後ろからBという見知らぬ男性・女性がAに近づいてきました。Aはスマートフォンに夢中で周囲の状況

にまったく気を配っておらず、足音に気づくこともなく歩き続けました。Bは突然Aに襲いかかり、カバンを奪い取り、そのまま逃走しました。

Aは驚いて叫びましたが、暗い公園で助けを求められる人もおらず、犯人を追いかけてやりましたが、お酒や疲れの影響もあり、うまく追いかけることができませんでした。結局、AはBに大切な持ち物を奪われてしまいました。】

3-4-4. 被害者非難尺度

- 1 シナリオの被害者に対する非難の程度を測るために、小俣（2013a）の研究を参照し、Yamawaki（2009）の Victim Blame Measure を参考に作成した被害者非難尺度合計8項目を4件法（1. そう思わない～4. そう思う）で提示した。
- 2 被害者との類似度：被害者との類似度（個人的関連性）を測るために、小俣（2014）で用いられている質問を参考にした質問項目（被害者は自分と似ていると思う：1. そう思わない～4. そう思う）を作成し提示した（類似度得点とする）。
- 3 被害者と同様の被害が自分にも起こる可能性の評価：被害者と同様の被害が自分にも起こる可能性（状況的関連性）の評価を測るために小俣（2014）で用いられている質問を参考に作成した質問項目（被害者と同じ被害に自分も合う可能性がある：1. そう思わない～4. そう思う）を提示した（同被害得点とする）。
- 4 被害者の心理的被害の大きさの評価：被害者の心理的被害大きさの評価を測定するために、小俣（2014）で用いられている質問を参考に質問項目（被害者の心理的被害は大きいと思う：1. そう思わない～4. そう思う）を作成し提示した（心的被害度得点とする）。

3-5. 仮説

3-5-1. 仮説1

仮説として、回答者性別とシナリオの被害者性が一致する場合、被害者に対する類似度得点が高くなり、それに伴い被害者非難得点が低くなると考える。

回答者が被害者と性別を共有している場合、被害者に対する状況的関連性および個人的関連性が高まると考えられる。また、回答者は被害者を自己と類似した存在として捉えやすくなり、類似度得点が高くなると推測する。また、類似性の高さは共感の増加につながり、被害者非難を抑制する要因となると考える。

3-5-2. 仮説2

仮説として、伝統的性役割観得点が高い回答者ほど、性別に関する固定的な認知が強化され

るため、被害者非難得点が高くなると考える。

伝統的性役割観は、「男性は強くあるべき」「女性は従順であるべき」といったステレオタイプを強化する要因となる。伝統的性役割観を持つ回答者は、被害者に対して伝統的性役割観を由来とした期待や責任追及を行い、その期待や責任に応えられなかった場合に非難を強める可能性がある。

3-5-3. 仮説3

仮説として、類似得点と同被害得点には正の相関が見られる一方、類似得点と被害者非難得点、同被害得点と被害者非難得点には負の相関が見られると推測する。

類似得点とは、被害者と回答者が共有する特性や状況の類似性を測定した指標であり、同被害得点とは、被害者と同じ被害に遭う可能性を評価する指標である。これらの指標はどちらも被害者やそれを取り巻くものに対し共感した際に高く評価されると考えたため、正の相関が見られると予想する。

一方で、類似得点と被害者非難得点、同被害得点と被害者非難得点の負の相関については被害者との類似性を高く評価することで回答者は被害者の状況をより現実的に理解し、責任を加害者に帰属させる傾向が強まるという推測や、仮説1で述べたように、類似性の高さは共感の増加につながり、被害者非難を抑制する要因となると考えることからである。

4. 結果

4-1. 順序効果の確認

回答者をF-M群、M-F群、F-F群、M-M群の順で答えたグループ(n=91)と、M-M群、F-F群、M-F群、F-M群の順で答えたグループ(n=120)の被害者非難得点について、有意差は見られなかった($F(1,210)=0.27, n.s.$)。

そのため、順序効果は認められなかった。

4-2. 各指標の基本統計量

被害者非難に関する質問においてCronbachの α 係数は男女全体で0.83であり、内的一貫性が確認されたため、この尺度の合計得点を被害者非難得点とした。

伝統的性役割観に関する質問において2つの尺度は相関係数0.53で正の相関が確認された。よって、2尺度の得点の和を「伝統的性役割観」の尺度とした。Cronbachの α 係数は男女全体(n=211)で0.93であり、内的一貫性は確認されたため、この尺度の得点を伝統的性役割観得点とした。

回答者全体、回答者性別ごとの伝統的性役割観と被害者非難得点の平均値は、表1、表2、表3に示した。

伝統的性役割観得点の最大値は100点だが、男性回答者（n=94）では49.24点、女性回答者（n=117）では41.49点であった。

被害者非難得点の最大値（4群を合計した値）は128点だが、男性回答者（n=94）では71.90、女性回答者（n=117）でも73.21点であった。

また、伝統的性役割観得点について、男女間の平均差は有意であった（ $t(209) = 5.52, p < .01$ ）。

したがって、男性の伝統的性役割観得点は女性の伝統的性役割観得点より高いという性差があると言える。

表1 回答者全体（n=211）

	伝統的性役割観	被害者非難
平均	44.85	72.58
中央値	45.00	73.00
標準偏差	10.89	18.10

表2 男性回答者（n=94）

	伝統的性役割観	被害者非難
平均	49.24	71.90
中央値	47.50	74.50
標準偏差	11.22	16.81

表3 女性回答者（n=117）

	伝統的性役割観	被害者非難
平均	41.49	73.21
中央値	42.00	72.00
標準偏差	9.20	19.18

次に、シナリオの被害者-加害者の性別の組み合わせ別の回答者全体、性別ごとの被害者非難得点、類似度得点、同被害得点、心的被害度得点の平均値を表4、表5、表6に示した。

被害者非難得点の最大値（4群別）は32点だが、回答者全体（n=211）の平均は17.91～18.33点、男性回答者（n=94）の平均は17.72～18.12点、女性回答者（n=117）の平均は18.07～18.50点であった。

類似度得点の最大値は4点だが、回答者全体（n=211）の平均は1.91～2.06点と、「そう思わ

ない」～「少しそう思う」に位置している。男性回答者（n=94）の平均は1.98～2.12点と、「そう思わない」～「少しそう思う」に位置している。女性回答者（n=117）の平均は1.85～2.01点と、「そう思わない」～「少しそう思う」に位置している。

同被害得点の最大値は4点だが、回答者全体（n=211）の平均は2.96～3.03点と、「少しそう思わない」～「そう思う」に位置している。男性回答者（n=94）の平均は2.80～3.03点と、「少しそう思わない」～「そう思う」に位置している。女性回答者（n=117）の平均は3.02～3.11点と、「少しそう思う」～「そう思う」に位置している。

心的被害度の最大値は4点だが、回答者全体（n=211）の平均は3.35～3.39点と、「少しそう思う」～「そう思う」に位置している。男性回答者（n=94）の平均は3.39～3.43点と、「少しそう思う」～「そう思う」に位置している。女性回答者（n=117）の平均は3.28～3.35点と、「少しそう思う」～「そう思う」に位置している。

表4 回答者全体（n=211）

	被害者非難	類似	同被害	心的被害度
F-M群	18.33	1.91	2.97	3.39
M-F群	18.18	2.06	2.96	3.35
F-F群	18.20	1.99	2.96	3.37
M-M群	17.91	1.99	3.03	3.35
全体平均	18.16	1.99	2.98	3.37

表5 男性回答者（n=94）

	被害者非難	類似	同被害	心的被害度
F-M群	18.12	1.98	2.80	3.45
M-F群	18.11	2.12	2.89	3.44
F-F群	17.96	2.03	2.80	3.45
M-M群	17.72	2.07	3.03	3.39
全体平均	17.98	2.05	2.88	3.43

表6 女性回答者（n=117）

	被害者非難	類似	同被害	心的被害度
F-M群	18.50	1.85	3.11	3.35
M-F群	18.25	2.01	3.02	3.28
F-F群	18.40	1.96	3.09	3.32
M-M群	18.07	1.92	3.03	3.32
全体平均	18.30	1.93	3.06	3.32

まず、被害者非難得点の群及び回答者性別ごとの平均値を図1で示した。F-M 群の被害者非難得点の回答者性別ごとの差について、大きなエフェクトサイズは認められなかった ($d=-.08$, $r=-.04$)。また、回答者性別ごとの平均差に有意差はみられなかった ($t(209)=1.21$, $p>.01$)。

F-F 群の被害者非難得点の回答者性別ごとの差について、大きなエフェクトサイズは認められなかった ($d=-.09$, $r=-.05$)。また、回答者性別ごとの平均差に有意差はみられなかった ($t(209)=-1.22$, $p>.01$)。

被験者間計画 3 要因分散分析を行った結果を表 7 で示した。分析した結果、回答者の性別 (F (1,816) = 0.57, n.s.)、シナリオの被害者性 (F (1,816) = 0.40, n.s.)、シナリオの加害者性 (F



表7 分散分析結果

	F	p
回答者性	0.57	n.s.
被害者性	0.40	n.s.
加害者性	0.11	n.s.
回答者性×被害者性	0.06	n.s.
回答者性×加害者性	0.04	n.s.
被害者性×加害者性	0.34	n.s.
回答者性×被害者性×加害者性	0.03	n.s.

(1,816) =0.11, n.s.) の主効果は有意でなかった。

回答者の性別×シナリオ被害者性の交互作用 (F (1,816) =0.06, n.s.)、回答者の性別×シナリオ加害者性の交互作用 (F (1,816) =0.04, n.s.)、シナリオ被害者性×シナリオ加害者性の交互作用 (F (1,816) =0.34, n.s.)、回答者の性別×シナリオ加害者性×シナリオ被害者性の交互作用 (F (1,816) =0.03, n.s.) は有意でなかった。

つまり、回答者の性別、シナリオの加害者性、被害者性の組み合わせによって被害者非難の程度に差は見られなかった。

4-4. 各指標の関係の分析

まず、伝統的性役割観得点と被害者非難得点については、男性 (n=94)、女性 (n=117)、全体 (n=211) において相関は見られなかった。

次に、組み合わせと性別ごとに、各指標と被害者非難得点の相関分析を行った。

表8で示す F-M 群の組み合わせの男性回答者 (n=94) における各指標の相関において、類似得点と心的被害度得点に弱い負の相関 ($r=-.27, p<.01$) が見られた。

表8 F-M 群の男性回答者における各指標の相関 (n=94)

	被害者非難	類似	同被害	心的被害度
被害者非難	—	0.058	-0.029	-0.112
類似		—	-0.039	-.27**
同被害			—	0.007
心的被害度				—

* $p < .05$ 、** $p < .01$

表9で示す F-M 群の組み合わせの女性回答者 (n=117) における各指標の相関において、被害者非難得点と心的被害度得点に弱い負の相関 ($r=-.190, p<.05$) が見られた。

表9 F-M 群の女性回答者における各指標の相関 (n=117)

	被害者非難	類似	同被害	心的被害度
被害者非難	—	-0.035	0.11	-0.19*
類似		—	0.18	-0.025
同被害			—	0.18
心的被害度				—

* $p < .05$, ** $p < .01$

表10で示す F-F 群の組み合わせの男性回答者 (n=94) における各指標の相関において、どの指標においても相関関係は見られなかった。

表10 F-F 群の男性回答者における各指標の相関 (n=94)

	被害者非難	類似	同被害	心的被害度
被害者非難	—	0.15	-0.019	-0.091
類似		—	0.14	-0.005
同被害			—	0.034
心的被害度				—

* $p < .05$, ** $p < .01$

表11で示す F-F 群の組み合わせの女性回答者 (n=117) における各指標の相関において、被害者非難得点と類似得点に弱い正の相関 ($r=.201$, $p<.05$) が見られた。

また、類似得点と同被害得点に中程度の正の相関 ($r=.281$, $p<.01$) が見られた。

表11 F-F 群の女性回答者における各指標の相関 (n=117)

	被害者非難	類似	同被害	心的被害度
被害者非難	—	.20*	0.13	-0.11
類似		—	.28**	-0.18
同被害			—	0.15
心的被害度				—

* $p < .05$, ** $p < .01$

表12で示す M-F 群の組み合わせの男性回答者 (n=94) における各指標の相関において、被害者非難得点と類似得点に弱い正の相関 ($r=.213$, $p<.05$) が見られた。

また、類似得点と心的被害度得点に中程度の負の相関 ($r=-.283$, $p<.01$) が見られた。

表13で示す M-F 群の組み合わせの女性回答者 (n=117) における各指標の相関において、被害者非難得点と同被害得点に弱い正の相関 ($r=.191$, $p<.05$) が見られた。

また、類似得点と同被害得点に中程度の正の相関 ($r=.396$, $p<.01$) が見られた。

表 12 M-F 群の男性回答者における各指標の相関 (n=94)

	被害者非難	類似	同被害	心的被害度
被害者非難	—	.21*	0.015	-0.051
類似		—	-0.021	-.28**
同被害			—	0.097
心的被害度				—

* $p < .05$, ** $p < .01$

表 13 M-F 群の女性回答者における各指標の相関 (n=117)

	被害者非難	類似	同被害	心的被害度
被害者非難	—	0.17	.19*	-0.073
類似		—	.40**	-0.17
同被害			—	0.11
心的被害度				—

* $p < .05$, ** $p < .01$

表14で示す M-M 群の組み合わせの男性回答者 (n=94) における各指標の相関において、どの指標においても相関関係は見られなかった。

表 14 M-M 群の男性回答者における各指標の相関 (n=94)

	被害者非難	類似	同被害	心的被害度
被害者非難	—	-0.003	0.017	-0.015
類似		—	0.20	-0.17
同被害			—	-0.018
心的被害度				—

* $p < .05$, ** $p < .01$

表15で示す M-M 群の組み合わせの女性回答者 (n=117) における各指標の相関において、被害者非難得点と類似得点に弱い正の相関 ($r=.204$, $p<.05$) が見られた。

表 15 M-M 群の女性回答者における各指標の相関 (n=117)

	被害者非難	類似	同被害	心的被害度
被害者非難	—	.20*	.20*	0.007
類似		—	.39**	0.12
同被害			—	.34**
心的被害度				—

* $p < .05$, ** $p < .01$

被害者非難得点と同被害得点にも中程度の正の相関 ($r=.204, p<.05$) が見られた。類似得点と同被害得点に中程度の正の相関 ($r=.388, p<.01$) が見られた。

同被害得点と心的被害度得点に中程度の正の相関 ($r=.338, p<.01$) が見られた。

5. 考察

5-1. 回答者性別における被害者非難の差

回答者性、シナリオの加害者性、被害者性の被験者間計画 3 要因分散分析を行った結果、これらの組み合わせによって被害者非難の程度に差は見られないことが分かった。この結果は、男性被害者を想定したことによって明らかになった新しい知見であるといえる。この結果は、被害者非難の程度が単純に回答者の性別や加害者・被害者の性別の組み合わせによるものではなく、それ以外の複雑な要因が関与している可能性を示唆している。具体的には、回答者が被害者と加害者の関係性やシナリオの設定をどのように解釈したのかが重要なポイントとして挙げられる。例えば、被害者と加害者の性別の組み合わせが一般的なジェンダーステレオタイプに合致する場合に回答者はそのシナリオをより現実的に捉える傾向があるのに対し、そうでない場合には想像が難しくなることで非難が抑制される可能性が考えられる。

また、回答者の性別による有意差が現れなかった背景には、ジェンダー平等の意識の広がりがある一定の影響を与えている可能性が考えられる。近年、ジェンダー平等の意識が広がり、性別による役割分担の固定観念が弱まりつつある。この変化が回答者の認識にも反映され、性別に関係なく被害者非難が均等化した結果として表れている可能性がある。また、そのような背景から社会的に望ましい回答を選ぶ建前反応が起こった可能性も考えられる。ただし、本研究における伝統的性役割観得点の分析では、男性の伝統的性役割観得点は女性の伝統的性役割観得点より高いという性差があることが認められた。この結果は、男性の方が従来の性別に基づく固定観念をより強く保持している可能性を示唆しているが、一方で被害者非難における性差が明確に表れなかったという結果は、伝統的性役割観の得点があるまま被害者非難の態度に結びつくわけではなく、回答者がシナリオを評価する際に、伝統的性役割観以外の要因が影響している可能性を示唆している。伝統的性役割観が高い男性回答者においても、被害者非難の態度がジェンダーバイアスによる直接的な影響を受けるのではなく、シナリオの内容や状況の妥当性、被害者と加害者の行動の評価に基づいて形成されている可能性がある。このことから、性別に基づく固定観念が回答者の認識や被害者非難の態度全体を支配しているわけではない点に注目する必要がある。

また、回答者自身の信念や態度が被害者非難にどのように影響しているのかも注目すべき点であると言える。公正世界信念やレイプ神話の受容度、伝統的性役割観といった個人の認知的

バイアスが、被害者非難の背後に隠れた心理的メカニズムとして作用している可能性は先行研究（大淵ら、1985；Yamawaki, 2009；小俣、2014）からも推測できる。また、今回のシナリオの内容が性加害についてではなく、ひたたくり被害を扱ったことから、先行研究で性差を認められたレイプ神話や、今回の結果でも性差の見られた伝統的性役割観が非難態度を計測する際にあまり反映されなかった可能性も考えられる。これらの要因を詳細に分析することが、被害者非難のメカニズムをより包括的に理解することにつながると考える。

仮説1として「回答者性とシナリオの被害者性が一致する場合、被害者に対する類似度得点が高くなり、それに伴い被害者非難得点が低くなる」と仮定したが、上記の分析結果から、性別の一致性が必ずしも被害者非難に直接的な影響を及ぼさないことが示された。

5-2. 各指標同士の関係

仮説2として、「伝統的性役割観得点が高い回答者ほど、被害者非難得点が高くなる」と仮定した。しかし実際の分析結果として、伝統的性役割観得点には男性のほうが高いという有意差が見られたものの、伝統的性役割観得点と被害者非難得点には有意な相関が見られなかった。この結果は、伝統的性役割観が直接的に被害者非難に影響を与えるわけではなく、他の要因が関与している可能性を示唆している。

また、本研究では被害者との類似性、被害可能性、心的被害度といった指標の得点において性別による有意差は見られなかった。しかし、性別ごとの結果に現れた傾向や評価の特徴は、性別が被害者非難や関連する心理的認識に及ぼす潜在的な影響を示唆している。以下では、性別による有意差がないという前提を考慮しつつ、それぞれの結果を詳細に分析して考察を展開する。

5-2-1. 被害者との類似性と心的被害度の関係

F-M群やM-F群の男性回答者では、被害者との類似性を高く評価する者が心的被害度を低く評価する傾向が示された。この結果は、男性回答者が被害者と自身の類似性を認識することで、公正世界信念を保持に基づく心理的な作用が働いた可能性を示している。つまり、回答者は自身が同様の被害に遭う可能性を否定し、公正世界信念を確保するために被害者の心的被害を過小評価する態度を取ったと考えられる。さらに、男性回答者が被害者の心理的被害を軽視する傾向には、伝統的性役割観が影響を与えている可能性がある。特に、男性としての伝統的性役割観では社会的に「強さ」や「抵抗力」を期待される傾向が強く、被害者を「弱い存在」として捉えることで、自身との類似性を心理的に否定しようとする動機が生じたと考えられる。この結果は、男性回答者が被害者との類似性を認めることで、自分の脆弱性を否定する防衛的

心理が働いていることを示唆する。

5-2-2. 被害者との類似性と同被害可能性の関係

一方で、F-F 群や M-F 群の女性回答者では、被害者との類似性を高く評価する者が同じ被害に遭う可能性を高く評価する傾向が示された。この結果は、女性が被害者の立場に共感しやすい特性を反映している可能性がある。特に、F-F 群では同性間（被害者回答者間）の類似性が強調されることで、女性回答者が被害者との関連性を感じやすくなり、それが被害可能性の評価に影響を与えたと考えられる。また、後述するが、F-F 群と M-F 群の女性回答者では被害者非難に対して関係する指標が異なっている。この結果から、女性回答者が異性間の性別組み合わせにおいても一定の共感を示す一方で、男性に対して女性に加害者である状況に対しての具体的な想像が難しい可能性が挙げられる。今回のシナリオがひたたく被害という、ある程度肉体的な力の強さが要求されそうな内容であることも関係しているだろう。この結果は、ジェンダーステレオタイプが回答者の認識に一定影響を与えていることを示しており、特に「女性は加害者になりにくい」という固定観念が、女性回答者の評価を複雑にした可能性もある。

5-2-3. 心的被害度と同被害可能性の関係

心的被害度と同被害可能性の間には一貫した相関が見られない一方で、M-M 群の女性回答者ではこれらの指標同士に正の相関があり、後述するがどちらも被害者非難に影響を与えていることが分かった。この結果は、女性回答者が被害者の心的被害を過小評価することなく、自身にも同様の被害が及ぶ可能性を現実的に認識していることを示唆している。特に、同性間の被害状況（M-M 群）は一般的に認識されにくいシナリオであるため、回答者が被害状況をより客観的に評価した可能性がある。

Shaver (1970) の理論では、状況的関連性が低い場合、回答者はより客観的な視点から評価を行う傾向があるとされており、この結果はその理論を支持している結果とも考えられる。

5-2-4. 指標同士の相互作用と性別の影響

指標得点に性別による有意差がないという結果は、性別間での明確な固定観念が薄れつつある現代のジェンダー意識を反映している可能性がある。一方で、性別ごとに見られる評価傾向の違いは性別特有の心理のプロセスが被害者非難に影響を及ぼしていることを示唆している。たとえば、男性回答者では防衛的態度による心的被害度の軽視が目立つ一方で、女性回答者では被害可能性を現実的に評価しやすい傾向が見られる。この違いは伝統的性役割観やジェン

ダーステレオタイプが性別ごとの評価プロセスに影響を与えている可能性を示している。

5-3. 各指標と被害者非難得点の関係

5-3-1. 心的被害度得点と被害者非難得点の関係

F-M 群の女性回答者において、心的被害度得点が被害者非難得点に負の影響を与えていた。この結果は、回答者が被害者の心理的苦痛を高く評価することで、被害者非難を抑制する態度が促進されることを示している。つまり、共感的態度や感情的理解が被害者非難の抑制に寄与する可能性があるといえる。

一方で、その他回答者においては、心的被害度得点が被害者非難得点に直接的な影響を及ぼさなかった。これは、感情的理解よりも状況関連性や個人関連性が非難態度の形成に重要な役割を果たしている可能性を示している。また、「被害者はもっと強く抵抗できたはずだ」といった認識が被害者非難の抑制を妨げた可能性がある。

5-3-2. 類似得点と被害者非難得点の関係

M-M 群および F-F 群の女性回答者、M-F 群の男性回答者において、類似得点が被害者非難得点に正の影響を与えた。この結果は、被害者との類似性（＝個人的関連性）が共感だけでなく、被害者に対する責任帰属を強める方向にも作用することを示唆している。また、被害者との個人関連性が高いほど、回答者が被害者の行動や状況に対してより厳格な評価を下す傾向があることを示している。これについても、被害者との個人的関連性を認識しながらも、被害者非難を通じて自己防衛的な態度を取ることで、個人的関連性のある他者が被害に遭うという事実を否定し、自己の安全性を確保しようとする公正世界信念が表れているとも解釈できる。

5-3-3. 同被害得点と被害者非難得点の関係

M-F 群および M-M 群の女性回答者において、同被害得点が被害者非難得点に正の影響を与えていた。この結果は、被害者と同じ被害に遭う可能性（＝状況的関連性）を高く評価することが、非難態度を強化する要因となることを示している。この現象は、状況的関連性が回答者の防衛的態度や自己保護的な認識を刺激することで、被害者に対する責任帰属を強化する可能性を示唆している。特に M-M 群の女性回答者では、類似得点と同被害得点がどちらも被害者非難得点に正の影響を与えており、被害者との関連性の評価が非難態度を形成する中心的な役割を果たしていると考えられる。

仮説 3 では、「類似得点と同被害得点には正の相関が見られる一方、類似得点と被害者非難得点、同被害得点と被害者非難得点には負の相関が見られる」と仮説を立てた。この仮説は、

被害者との類似性や同被害可能性の認識が被害者との関連性や被害者への共感を高め、被害者非難を抑制する方向に働くと予想したものである。しかし、実際の分析結果では上記の通り、類似得点と同被害得点の間には仮説通り正の相関が見られたものの、仮説とは反対に類似得点と被害者非難得点、同被害得点と被害者非難得点にも正の相関が見られた。個人的関連性、状況的関連性と非難態度の関係については、予想に反する結果となった。

しかし、Shaver (1970) の理論では、状況的関連性が低い場合はより客観的な見方ができ、非難が起りにくいとされる。その理論通りの相関が現れているといえるだろう。

一方で、いくつかの群では、指標が被害者非難得点に直接的な影響を与えなかったことが示されている。これらの結果は、被害者非難に影響を与える要因が本研究では測定されていない可能性を示唆している。

6. 総評

本研究では、犯罪被害者非難の発生要因を被害者、加害者、回答者の性別という3つの視点から検討し、それぞれの性別の組み合わせによる被害者非難の態度に関する知見を得ることを目的とした。その結果、従来の研究では十分に明らかにされていなかった男性被害者や同性間の被害における非難態度の特性を明らかにすることができた。被害者や加害者の性別に基づく非難態度の違いは統計的に有意ではなく、被害者非難の態度は単なる性別の組み合わせによって形成されるものではないことが示された。この知見は、被害者非難のメカニズムがより複雑で多面的なものであることを示唆している。

被害者や加害者の性別による被害者非難態度の差がないという結果は、ジェンダー平等意識の進展や社会的な価値観の変化が一定の影響を与えている可能性を示唆する。特に近年では、性別に基づく役割分担やステレオタイプが緩和されつつあり、回答者が性別に関係なく被害者や加害者の行動そのものを評価する傾向が強まっていると考えられる。また、性別の組み合わせによる非難態度に統計的有意差がない結果は、性別以外の要因が非難態度の形成に大きく関与していることを示唆している。たとえば、回答者の信念や認知バイアス、シナリオの内容や設定の妥当性、そして被害者や加害者の行動に対する主観的な解釈が非難態度に影響を及ぼしている可能性がある。

本研究の結果は、被害者非難を抑制するための心理教育や施策の検討に重要な示唆を与えるものである。被害者や加害者の性別による被害者非難態度の差が見られなかったことは、性別に基づく偏見を是正する取り組みが一定の効果を上げている可能性を示している。しかし、被害者非難が依然として見られる現状を踏まえると、性別以外の要因に焦点を当てた多角的な介入が求められるだろう。

7. 今後の課題

本研究は、架空事例を用いてそれをもとに評定を行わせるものであった。研究の効率的な進行上、シナリオの文章の長さも比較的短くまとめている。しかし、実際の犯罪事件では、より事件の内容が複雑であることが多い。シナリオの被害者と加害者の関係性や、事件が起こった際の環境、その状況に至る背景や経緯など、それぞれの詳細な記述によっては被害者非難の程度にも差が生まれる可能性は十分に考えられる。シナリオの簡略化による現実性の不足は、結果の一般化可能性を制約する要因となり得る。シナリオの被害者や加害者への個人的関連性や状況の関連性を指標として扱うためには、その被害者・加害者の属性や周囲の環境を表すシナリオの精度が適当でなくてはならない。よって今後は、シナリオを用いて行う研究に適したシナリオの作成についても研究を進めていく必要があると考える。

また、個人的関連性や状況の関連性の指標として、本研究では1つの質問項目を用いて測定したが、これでは十分であると言えないと考える。実際の得点を見ると類似度得点も同被害得点もシナリオ群によって大きな差が出ていないことがわかる。質問内容も非常に曖昧であり、各回答者によってどのような点を類似点や関連している点と判断しているのかも明らかではない。よって、今後の研究においては、どのようにして被害者との個人的関連性や状況の関連性を測るのが適切なのか再考する必要があると考えられる。

さらに、本研究では個人的関連性や状況の関連性は被害者に対してのみにしか測定していない。しかし、WorkmanとFreeburg(1999)は、男性の評定者は自身が加害者と同じ立場になると考えるものほど加害者への責任帰属をしなくなるという研究結果を示している。言い換えると、自身が加害者と同じ立場になるとは考えにくい場合、加害者への責任帰属を行いやすくなるともいえる。この考えや今回の結果を踏まえると、加害者に対しての責任帰属の観点から加害者に対する類似性が影響を及ぼしている可能性も考えることができる。よって、今後の研究においては被害者に対する類似性の測定とともに、加害者に対しての類似性を測定しておく、より新たな視点が得られる可能性があると考えられる。

本研究では、回答結果の一貫性を確保し分析結果の正確性を高めるために、1人の回答者に対してすべての被害者-加害者の性別組み合わせにおける被害者非難を評定させる方法を採用した。このアプローチは回答者ごとのばらつきを最小限に抑えることを目的としたものである。しかし、この方法にはいくつかの課題が存在する。たとえば、1人の回答者が複数のシナリオを繰り返し評価する場合、同じようなシナリオを何度も読むことで評価が均一化したり、特定の傾向が強調されたりする可能性がある。また、シナリオごとに回答者が心理的な疲労を感じること、最初の評価と最後の評価における一貫性が失われるリスクも指摘される。この点に

において、回答者の負担を軽減するための配慮が十分であったかは、再考の余地がある。

また、複数のシナリオを評価させるという調査方法は、回答者が複数回にわたる同種の問いに対して一貫性を持たせようと意識的または無意識的に試みるような応答バイアスが発生する可能性といったような、回答者の回答傾向に影響を与える懸念点もある。このような影響を完全に排除することは困難であるが、それを最小限に抑えるための手法を検討する必要がある。

本研究では調査対象を大学生に限定しており、これも結果の一般化可能性に制約を与える要因であると考えられる。大学生は、ジェンダー平等意識や伝統的性役割観に関する意識が他の年齢層と比べて異なる可能性がある。特に、若年層ではジェンダーバイアスが他の世代よりも緩和されている一方で、個々の価値観が形成途上であり、社会的経験や文化的背景が被害者非難態度に与える影響が限定的である可能性がある。これに対し、例えば中高年層を対象とした場合、長年の経験や固定観念が回答に強く影響を与えることが予想される。このような違いを考慮し、今後の研究では幅広い年齢層を対象に同様の調査を行うことで被害者非難の態度における年齢差やそれに伴う背景要因を明らかにすることが求められる。伝統的性役割観の受容度についても、上記同様に年齢層によって異なる結果が出る可能性があるため、調査対象者の拡大の検討も重要であるといえる。

以上を踏まえると、回答者の負担軽減と分析結果の信頼性向上を両立する調査方法の改善や、より多様な調査対象の確保が今後の課題として挙げられる。

8. おわりに

本研究を通じて、性別による被害者非難に有意な差が見られなかった結果は、ジェンダー平等意識が社会に浸透しつつある現代の移ろいを反映していると考えられる。かつては性別に基づく固定観念や偏見が非難態度に大きく影響していたとされてきたが、現在ではそうした要因が薄れ、より中立的かつ多面的な視点から評価が行われる傾向が示唆された。

この結果は、社会全体の価値観が変化しつつあることを示し、被害者支援においても新たな可能性を広げるものである。今後もこの変化を肯定的に捉え、さらに公平で支援的な社会の実現を目指した取り組みが進展することを願っている。

引用文献

- Chaikin, A. L., and Darley, J. M. (1973) Victim or perpetrator?: Defensive attribution of responsibility and the need for order, *Journal of Personality and Social Psychology*, 25, pp.268-215.
- 男女共同参画局 (2024) 令和6年度「男女間における暴力に関する調査」、https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r05_boryoku_cyousa.html (2024年7月9日取得)
- 男女共同参画局 (2023a) 子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ、共同参画2023

年9月号

男女共同参画局 (2023b) 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html (2024年8月9日取得)

萩原滋 (1986) 責任判断過程の分析、多賀出版

伊藤祐子 (1978) 性役割の評価に関する研究、教育心理学研究、15、pp.193-202

伊藤詩織 (2022) Black Box、文芸春秋

國司田奈菜・福岡欣治 (2022) 性犯罪神話の受容に対する性犯罪に関する知識と両面価値的性差別主義の影響、岡山心理学会第69回大会発表論文集、69、pp.19-20

小西吉呂 (2001) 性被害調査をめぐる諸問題—質問紙調査に寄せられた自由記述をもとに—、沖縄大学法経学部紀要、1、pp.35-51

小西吉呂・名嘉幸一・和氣則江・石津宏 (2000) 大学生の性被害に関する調査報告—警察への通報及び求められる援助の分析を中心に—、こころの健康、15、pp.62-71

Lerner, M. J. (1980) The belief in a just world: A fundamental delusion, New York: Plenum Press.

村山綾・三浦麻子 (2015) 被害者非難と加害者の非人間化—2種類の公正世界信念との関連—、心理学研究、86、pp.1-9

内閣府犯罪被害者等施策推進室 (2007) 「私たちにできること 痛みを受け止めるために 共に生きるために」、<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kou-kei/kyouzai/index.html> (2024年8月9日取得)

内閣府 (2021) 「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケートおよびヒアリング結果報告書」、https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/evaw/chousa/r04_houkoku.html (2024年8月9日取得)

Niwako Yamawaki (2009) The role of rape myth acceptance and belief in a just world on victim blame attribution: a study in japan, Psychologia, 52, pp.163-174

NHK (2021) 太田啓子さんに聞く“男の子”を性被害の被害者・加害者にしないために、<https://www.nhk.or.jp/minplus/0026/topic027.html> (2024年8月9日取得)

NHK (2023a) 【詳報】ジャニーズ事務所 東山紀之氏らが会見 性加害問題で、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230907/k10014186131000.html> (2024年8月10日取得)

NHK (2023b) ジャニーズ元タレント“ネットでひぼう中傷”警察に被害届、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231103/k10014246771000.html> (2024年8月10日取得)

長江美代子 (2023) 性被害に遭うのは女性だけ？ 男性被害の盲点と抱える課題とは、日本福祉大学リカレント教育、<https://www.n-fukushi>。(参照2024年8月9日)

大淵健一・石毛博・山入端津由・井上和子 (1985) レイプ神話と性犯罪、犯罪心理学研究、23、pp.1-12

小俣謙二 (2010a) 性犯罪被害者に対する非難に影響する要因の社会心理学的研究、日本心理学会大会発表論文集、74、p.443

小俣謙二 (2010b) 犯罪被害者への責任帰属に関連する心理的要因の検討—傷害致死事件の場合—、駿河台大学論叢、40、pp.161-172

小俣謙二 (2011) 性犯罪神話研究の現状と願望、小俣謙二・島田貴仁編著、犯罪と市民の心理学—犯罪とリスクに社会はどうかかわるか—、北大路書房、pp.99-102

小俣謙二 (2013a) 性犯罪被害者に対する第三者の非難と心理的被害の過小評価に影響を及ぼす要因：被害者の社旗的尊敬度と暴力性に対する女性の願望に関する誤解、社会心理学研究、29、

pp.1-10

- 小俣謙二（2013b）レイプ被害者に対する大学生の態度を規定する要因—性役割観とレイプに対する認知—、犯罪心理学研究、51、pp.13-27
- 小俣謙二（2014）知人レイプ被害者に対する第三者の態度を規定する要因—対処可能性と共感の役割、駿河台大学論叢、48、pp.85-103
- 佐藤恵（2018）被災障害者・犯罪被害者の生きづらさとその支援、三田社会学、23、pp.21-34
- 四方由美（2010）犯罪報道における女性—メディアが伝える女性被害者/女性被疑者、白山社会学研究、17、pp.7-17
- Shaver, K. G. (1970) Defensive attribution: Effects of severity and relevance on the responsibility assigned for an accident, *Journal of Personality and Social Psychology*, 14, pp.101-113
- Shaver, K. G. (1985) The attribution of blame. Causality, responsibility, and blameworthiness, NYUS: Springer-Verlag
- 鈴木淳子（1994）平等主義的性役割態度スケール（SESRA-S）の作成、心理学研究、65、pp.34-41
- 政府広報オンライン（2022）決して他人事ではありません。犯罪被害者を支えるには、<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/3.html#secondSection>（2024年8月9日取得）
- Turchik, J.A. & Edwards, K. (2012) Myths about male rape: A literature review, *Psychology of Men & Masculinity*, 13, pp.211-226
- 埴田健司・村田光二（2013）伝統的・非伝統的女性の事例想起が潜在的性役割観に及ぼす影響、認知科学、20、pp.307-317
- Workman, J. E., & Freeburg, E. F. (1999) An examination of date rape, victim dress, and perceiver variables within the context of attribution theory, *Sex Roles*, 41, pp.261-277.
- 吉岡映理・桂田恵美子（2017）大学生の性役割観・性役割的性格特性とファッション意識の関連について、関西学院大学心理科学研究、43、pp.67-74